第32回 定時株主総会 招集ご通知

2023年４月１日▶2024年３月31日

開催日時
2024年６月26日（水曜日）
午前10時

開催場所
群馬県太田市浜町10-53
株式会社早稲田学習研究会　統括本部
５階　大ホール

議決権行使期限

当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので

2024年６月25日（火曜日）午後７時まで

に議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

決議事項

第１号議案
剰余金の配当の件

第２号議案
取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

第３号議案
監査等委員である取締役３名選任の件

第４号議案
役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

第５号議案
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

第６号議案
退任取締役に対する役員退職慰労金支給の件

目　次

第32回定時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類 …… 6
事業報告 …… 20
計算書類 …… 36
監査報告書 …… 54

【株主総会資料の電子提供制度施行について】

電子提供制度の施行に伴い、招集通知等の株主総会資料は、当社ホームページに掲載して提供しております。なお、当社は書面でも議決権を有する全ての株主さまに送付しております。

株式会社早稲田学習研究会

証券コード　5869

証券コード　5869
2024年６月11日
（電子提供措置の開始日2024年６月４日）

株　主　各　位

東京都中央区京橋一丁目６番11号
株式会社早稲田学習研究会
代表取締役
社長　**柳　澤　武　志**

第32回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第32回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト
https://www.wasedazemi.com/ja/ir/meeting/

　また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

　上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使方法のご案内」に従って2024年６月25日（火曜日）午後７時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

1. 日　　時　　2024年６月26日（水曜日）午前10時

2. 場　　所　　群馬県太田市浜町10-53　当社統括本部５階　大ホール

3. 株主総会の目的事項

報告事項　　第32期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の配当の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第４号議案　役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

第６号議案　退任取締役に対する役員退職慰労金支給の件

4. 招集にあたっての決定事項

次項【議決権行使方法のご案内】をご参照ください。

以　上

〜〜

当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

株主総会にご出席される方

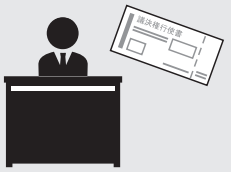

株主総会開催日時

2024年６月26日
（水曜日）午前10時

当日ご出席の際は、必ず株主さま（当社の議決権を有する他の株主さま１名を代理人とする場合の当該株主さまを含む）が来場いただき、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、代理人がご出席の際は、委任状を議決権行使書用紙とともにご提出ください（代理人の資格は、定款の定めにより議決権を有する当社の株主さまに限ります）。

なお、議決権行使書用紙をお忘れになりますと、ご入場手続きに非常に時間を要することとなりますのでご注意ください。

株主総会にご出席されない方

▶ 郵送

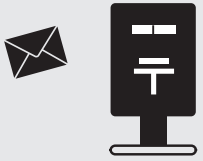

行使期限

2024年６月25日
（火曜日）午後７時
到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

▶ インターネット



行使期限

2024年６月25日
（火曜日）午後７時
行使分まで

当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただき、行使期限までにご行使ください。

インターネットによる行使方法の詳細は次頁をご覧ください

～～～

インターネットによる行使方法　2024年６月25日（火曜日）午後７時行使分まで

■ パソコンによる方法

1　議決権行使サイトへアクセス
（https://evote.tr.mufg.jp/）

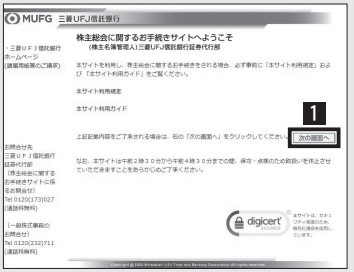

1「次の画面へ」をクリック

QRコード読み取り機能を搭載したスマートフォンをご利用の場合は、右記のQRコードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。

2　ログインする

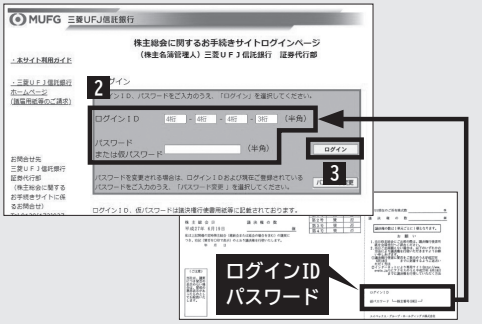

2 お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された**「ログインID」**および**「仮パスワード」**を入力
（株主総会招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知します。）

3「ログイン」をクリック

以降は画面の入力案内に従ってご入力ください。

● **議決権行使サイトについて**
（1）インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時30分から午前４時30分までは取り扱いを休止します。）
（2）パソコンまたはスマートフォンによるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、**下記ヘルプデスクにお問い合わせください。**

● **議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について**
パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主さまのご負担となります。

● **複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い**
（1）郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
（2）インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

システム等に関するお問い合わせ　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027（通話料無料）　受付時間 9:00～21:00

■ スマートフォンによる方法

「ログイン用 QR コード」を読み取っていただくことで､「ログイン ID」および「仮パスワード」を入力せずにログインすることができます。

1 QRコードを読み取る　　**2** 議決権行使方法を選択　　**3** 各議案の賛否を選択

議決権行使書副票（右側）



お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

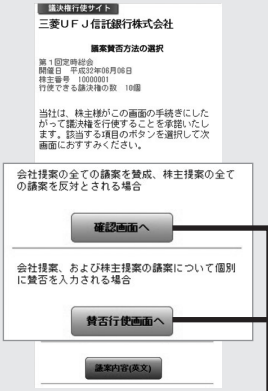

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選択

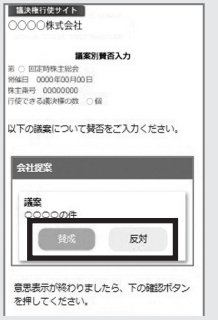

画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って行使完了です。

スマートフォンの機種により、QRコードでのログインができない場合があります。
QRコードでのログインができない場合には、前頁のパソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　　剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、当期の利益水準及び会社の企業体質の強化と今後の事業展開等を勘案した内部留保を加味しつつ、当社の基本的な配当方針に基づいて、下記のとおりといたしたいと存じます。

■期末配当に関する事項

1	配当財産の種類	金銭
2	株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式１株につき　金 52円 80銭 総額　539,154,000円
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2024年６月27日

第２号議案　　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（６名）が任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名の再任と、経営陣の充実強化を図るため社外取締役２名を増員し、合計７名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位		取締役会出席状況
1	吉原（よしはら）　俊夫（としお）	再　任	代表取締役会長	18回／18回
2	柳澤（やなぎさわ）　武志（たけし）	再　任	代表取締役社長	18回／18回
3	佐藤（さとう）　誉（ほまれ）	再　任	常務取締役	18回／18回
4	松尾（まつお）　有希（ゆき）	再　任	取締役	18回／18回
5	山崎（やまざき）　晴也（はるや）	再　任	取締役	18回／18回
6	川島（かわしま）　渉（わたる）	新　任 社　外 独　立	－	－
7	尾中（おなか）　直也（なおや）	新　任 社　外 独　立	－	－

取締役候補者

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の普通株式数
1	吉原 俊夫（よしはら としお） （1949年６月20日生） （再任）	1987年４月　早稲田家庭教師センターを群馬県太田市にて創業 1990年６月　㈱ワセダを設立 1993年１月　㈱早稲田学習研究会を設立、代表取締役社長 2002年４月　当社代表取締役会長兼社長 2023年６月　当社代表取締役会長（現任）	1,754,150株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社創業者として当社の事業基盤を築き上げ当社のこれまでの成長を牽引してきました。同氏のこれまでの経験に培われた幅広い知見は、今後の当社の持続的な成長及び後進の育成のために必要であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。		
2	柳澤 武志（やなぎさわ たけし） （1980年４月22日生） （再任）	2003年４月　㈱明治スポーツプラザ入社 2005年10月　当社入社 2016年４月　当社大宮校塾長 2017年４月　当社常務取締役 2019年４月　当社専務取締役 2019年９月　当社取締役理事長 2023年６月　当社代表取締役社長（現任）	0株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、2005年に当社に入社して以来長年に渡り事業運営に携わり、当社事業における豊富な経験と知見を有しております。昨年より代表取締役社長として当社の経営に大きく寄与しております。今後もリーダーシップを発揮し当社の経営全体を牽引し企業価値向上に貢献していただけるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。		
3	佐藤 誉（さとう ほまれ） （1977年５月19日生） （再任）	2000年４月　当社入社 2020年４月　当社太田校塾長 2022年４月　当社取締役 2023年６月　当社常務取締役（現任） 《管掌》運営教務部、ハイ運営部、ファースト運営部、人材開発部、企画広報室、新規事業室	0株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、2000年に当社に入社して以来、長年に渡り事業運営に携わり、当社事業における豊富な経験と知見を有しております。昨年より常務取締役として当社の経営に大きく寄与しております。今後も営業部門を幅広く管掌し、当社の事業推進及び企業価値向上に貢献していただけるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の普通株式数
4	松尾有希（まつおゆき） （1985年４月６日生） （再任）	2016年12月　弁護士登録 2017年１月　森・濱田松本法律事務所入所 2019年３月　当社取締役（現任） 《管掌》法務室	0株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、弁護士資格を有し大手法律事務所での経験などから法務に関する知見と高度な知識を有しており、法務担当役員として当社の業務執行に参画し職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。		
5	山崎晴也（やまざきはるや） （1971年４月19日生） （再任）	1995年４月　㈱日本債券信用銀行（現㈱あおぞら銀行）入行 2000年６月　日本ドレーク・ビーム・モリン㈱（現　パーソルキャリアコンサルティング㈱）入社 2005年６月　三菱証券㈱（現三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券㈱）入社 2005年12月　㈱ザ・サードプラネット（現㈱サードプラネット）入社 2015年８月　㈱ショクカイ入社 2020年12月　当社入社　管理部長 2022年４月　当社取締役（現任） 《管掌》管理部	0株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、金融機関や数社の管理部門での経験などから財務及び経営管理に関する知見と高度な知識を有しており、管理部門担当役員として当社の業務執行に参画し職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き選任をお願いするものであります。		
6	川島渉（かわしまわたる） （1972年６月23日生） （新任） （社外） （独立）	1996年８月　TAC㈱入社 1998年10月　宇野紘一税理士事務所（現KPMG税理士法人）入所 2000年４月　公認会計士登録 2000年10月　山田＆パートナーズ会計事務所（現税理士法人山田＆パートナーズ）入所 2006年１月　川島公認会計士事務所　代表（現任） 2007年６月　スクエア・コンサルティング㈱　代表取締役（現任） 2008年４月　プラマイゼロ㈱　監査役 2013年１月　税理士登録 2014年６月　㈱ソフィアホールディングス　社外監査役 2014年８月　㈱フォルム画廊　監査役（現任） 2023年３月　情報技術開発㈱　社外取締役（現任）	0株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 同氏は、公認会計士及び税理士の資格を有し複数の会社で社外役員を歴任するなど、会計及び税務に関する豊富な経験と高度な専門的知識を有していることから、当社の経営に対して有益なご意見やご指導をいただけるものと判断し選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の普通株式数
7	尾中直也（おなかなおや） （1975年８月26日生） （新任） （社外） （独立）	2002年11月　㈱東京リーガルマインド入社 2003年11月　中央青山監査法人　入所 2006年７月　新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2007年４月　公認会計士　登録 2007年８月　税理士法人山田＆パートナーズ入所 2010年６月　尾中直也公認会計士事務所　代表（現任） 2013年１月　ONK総合会計コンサルティング㈱　代表取締役（現任） 2016年６月　一般財団法人日本健康推進機構　監事（現任） 2019年２月　㈱ボードルア　社外監査役 2020年４月　サウンドウェーブイノベーション㈱　監査役（現任） 2020年６月　五洋インテックス㈱　社外取締役 2021年８月　㈱レボルカ　監査役（現任）	0株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 同氏は、公認会計士の資格を有し複数の会社で社外役員を歴任するなど、財務及び会計に関する豊富な経験と高度な専門的知識を有していることから、当社の経営に対して有益なご意見やご指導をいただけるものと判断し選任をお願いするものであります。		

（注）１．吉原俊夫氏は、当社の大株主であり親会社等に該当します。
２．川島渉氏、尾中直也氏は新任の社外取締役候補者であります。
３．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
４．当社は社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款第28条において、社外取締役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、川島渉氏及び尾中直也氏の選任が承認された場合、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第１項に定める最低責任限度額としています。
５．当社は、取締役の全員を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の職務執行に関して行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。ただし、法令違反等の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。本議案をご容認いただいた場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新する予定です。
６．当社は、社外取締役候補者川島渉氏、尾中直也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第３号議案　　監査等委員である取締役３名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（３名）が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位、担当		取締役会出席状況
1	藤井（ふじい）　智（さとし）	再任 社外 独立	取締役（監査等委員）	18回／18回
2	鎌川（かまかわ）　拓哉（たくや）	再任 社外 独立	取締役（監査等委員）	18回／18回
3	吉村（よしむら）　祐一（ゆういち）	再任 社外 独立	取締役（監査等委員）	18回／18回

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）		所有する当社の普通株式数
1	藤井（ふじい）　智（さとし） （1960年９月20日生） （再任） （社外） （独立）	1983年４月 2021年４月 2022年６月	群馬県警察 当社社外監査役 当社社外取締役（監査等委員）（現任）	0株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 同氏は、県警本部で要職を歴任し豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の内部統制システムやガバナンスの高度化に貢献し、経営に対する適切な監督を行っていただけるものと判断し選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）		所有する当社の普通株式数
2	鎌川 拓哉（かまかわ たくや） （1968年３月１日生） （再任） （社外） （独立）	1987年４月 2005年４月 2020年６月 2020年６月 2021年11月 2022年６月	関東信越国税局　法人税調査 群馬県警察　財務捜査官 税理士登録 鎌川税理士事務所　代表（現任） 当社社外監査役 当社社外取締役（監査等委員）（現任）	0株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 同氏は、国税局での要職を歴任後、税理士として企業税務に携わり、豊富な経験と高度な専門的知識を有していることから、当社の経営の監視や有益な助言をいただけるものと判断し選任をお願いするものであります。			
3	吉村 祐一（よしむら ゆういち） （1986年３月27日生） （再任） （社外） （独立）	2012年12月 2013年１月 2016年６月 2016年７月 2018年２月 2022年10月 2022年11月 2024年１月	弁護士登録 大毅法律事務所（現　大総合法律事務所）入所 特定非営利活動法人　全国小規模保育協議会監事（現任） 特定非営利活動法人　ソーシャルベンチャー・パートナーズ東京監事（現任） 特定非営利活動法人　がん政策サミット監事 大総合法律事務所　代表（現任） 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 株式会社STARTO ENTERTAINMENT監査役（現任）	0株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 同氏は、弁護士として企業法務における豊富な経験と専門的知識を有していることから、当社の経営の監視や有益な助言をいただけるものと判断し選任をお願いするものであります。			

（注）１．藤井智氏、鎌川拓哉氏及び吉村祐一氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
２．各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
３．当社は社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款第28条において、社外取締役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、当社と藤井智氏、鎌川拓哉氏及び吉村祐一氏との間では責任限定契約を締結しており、本議案が承認可決された場合は、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第１項に定める最低責任限度額としています。

４．当社は、取締役の全員を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の職務執行に関して行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が負担しております。ただし、法令違反等の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。本議案をご容認いただいた場合、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

５．社外取締役（監査等委員）候補者の藤井智氏、鎌川拓哉氏及び吉村祐一氏は、現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は本株主総会終結の時をもって、藤井智氏は２年、鎌川拓哉氏は２年、吉村祐一氏は１年７カ月であります。

６．社外取締役（監査等委員）候補者の藤井智氏、鎌川拓哉氏及び吉村祐一氏は、現に当社の社外取締役であり、当社は３氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ており、３氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。

第４号議案　　役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、2024年５月27日開催の取締役会において、本総会第５号議案「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第２号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)７名選任の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、重任予定の取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名、及び第３号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、重任予定の監査等委員である取締役３名に対し、本総会終結の時までの在任期間中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給をいたしたいと存じます。

なお、支給の時期は、各氏の退任時とし、その具体的金額、方法等は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）在任期間分につきましては取締役会に、監査役在任期間分及び監査等委員である取締役在任期間分につきましては監査等委員である取締役の協議にそれぞれご一任いただきたいと存じます。

退職慰労金につきまして、当社の業績及び企業価値の向上に尽力したために贈呈するものであり、その金額は当社役員退職慰労金規程に基づき、役位、在任期間等に応じて算定するものであります。

以上により、本議案の内容は、相当であると判断しております。

役員退職慰労金打ち切り支給の対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴	
吉原（よしはら）　俊夫（としお）	1993年１月	㈱早稲田学習研究会を設立、代表取締役社長
	2002年４月	当社代表取締役会長兼社長
	2023年６月	当社代表取締役会長（現任）

氏　　名	略　　歴	
柳澤武志（やなぎさわたけし）	2017年４月	当社常務取締役
	2019年４月	当社専務取締役
	2019年９月	当社取締役理事長
	2023年６月	当社代表取締役社長（現任）
佐藤誉（さとうほまれ）	2022年４月	当社取締役
	2023年６月	当社常務取締役（現任）
松尾有希（まつおゆき）	2019年３月	当社取締役（現任）
山崎晴也（やまざきはるや）	2022年４月	当社取締役（現任）
藤井智（ふじいさとし）	2021年４月	当社社外監査役
	2022年６月	当社社外取締役（監査等委員）（現任）
鎌川拓哉（かまかわたくや）	2021年11月	当社社外監査役
	2022年６月	当社社外取締役（監査等委員）（現任）
吉村祐一（よしむらゆういち）	2022年11月	当社社外取締役（監査等委員）（現任）

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2022年６月20日開催の定時株主総会において年額３億円以内とご承認をいただいておりますが、今般、当社の取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬制度を導入することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。つきましては、現行の取締役の金銭報酬枠とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のための報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。

なお、当社の現在の対象取締役は５名であり、第２号議案が原案どおり承認可決されますと、引き続き対象取締役は５名となります。

本議案に基づき、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、①取締役の職務執行の対価として、募集株式の引換えとして金銭等の給付を要せずに無償で当社の普通株式（譲渡制限付株式）の発行若しくは処分を受け（以下「無償交付方式」という。）、又は、②当社から報酬として支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式（譲渡制限付株式）の発行若しくは処分を受けるものとします（以下「現物出資方式」という。）。無償交付方式又は現物出資方式により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、無償交付方式と現物出資方式をあわせて、年７万5,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とします。

また、譲渡制限付株式付与のために発行又は処分をされる当社の普通株式の総額は、無償交付方式と現物出資方式をあわせて、年額6,000万円以内といたします（なお、①無償交付方式による場合、譲渡制限付株式の付与に際して金銭の払込みは要しないものの、対象取締役の報酬額は、１株につき譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として算出します。また、②現物出資方式による場合、その１株あたりの払込金額は、譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当会社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の

終値）を基礎として本株式を引き受ける対象者に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定する金額とします。）。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名報酬委員会への審議・諮問を経て、取締役会において決定することといたします。

さらに、上記の方法により当社の普通株式を発行又は処分するに当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

（１）対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（２）対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記（１）のいずれの地位も喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（３）当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記（２）に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記（１）に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

（４）当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（３）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（５）当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の

本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

（６）上記（５）に規定する場合においては、当社は、上記（５）の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（７）本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、当社は、2022年６月20日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その内容の概要は事業報告に記載のとおりでありますが、本議案をご承認いただくことを条件に、当該方針を本議案に沿う内容に変更することを予定しております。また、上記のとおり、本割当株式の払込金額は特に有利とならない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本割当株式の付与は相当なものであると判断しております。

第６号議案　　退任取締役に対する役員退職慰労金支給の件

本総会終結の時をもって取締役を退任いたします五島康一取締役に対し、在任期間中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、役員退職慰労金を支給することとしたいと存じます。なお、その具体的金額、方法等は、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

退職慰労金につきまして、当社の業績及び企業価値の向上に尽力したために贈呈するものであり、その金額は当社役員退職慰労金規程に基づき、役位、在任期間等に応じて算定するものであります。

以上により、本議案の内容は、相当であると判断しております。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴	
五島（ごとう）　康一（こういち）	2023年６月	当社社外取締役（現任）

以　上

事　業　報　告

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

1.　会社の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響の縮小に伴い、設備投資や個人消費の回復等によって好転し、景気の緩やかな回復が見られました。一方、不安定な国際情勢に起因する原材料及び資源価格高騰の影響による世界的なインフレの継続や、金利上昇による世界経済の減速が懸念される状況が続いており、依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。

学習塾業界におきましても、こうした経済状況や少子化、学習指導要領の改訂、大学入試改革など、取り巻く環境が大きく変わろうとしております。さらに、Ｍ＆Ａや業務提携などによる業界再編の動きが活発化しており、企業間競争は一層厳しさを増しております。

このような外部環境におきまして、当社は創業以来、「生徒の成績を上げる指導を通じて社会に貢献します。」を経営理念として掲げ、成績を上げ志望校に合格させることを通じ、日本の未来を担う次世代の子供たちの可能性を無限に広げるべく、「最も生徒の面倒見がよく成績の上がる塾」を目指し邁進してまいりました。その結果、群馬県・栃木県・埼玉県及び東京都内に拠点を展開し、生徒数は2024年１月末時点で２万名を超えるまでに成長いたしました。拠点数は、ゼミ部門では５月に上尾校（埼玉県上尾市）、10月に岩槻校（埼玉県さいたま市）、北越谷校（埼玉県越谷市）の３校舎を、ファースト個別部門では２月に越谷レイクタウン教室（埼玉県越谷市）を開校した結果、60拠点となりました。

当社は、全国から集めた正社員の教師を自社で育てることでレベルの高い指導力を再現するとともに、校舎当たり生徒数が多いからこそできる、多数のクラス編成による的確な指導を特徴としております。また、対面での授業に加えて無料の補習や定期テスト対策、担任制による学習・進路指導を実施しているほか、欠席者にはオンライン授業を配信してフォローするなど、きめ細やかなサポートを実施しております。

以上の結果、当事業年度における期中平均生徒数は18,232名と堅調に推移いたしました。

当事業年度における売上高は、6,463百万円（前期比5.8％増）、営業利益は1,452百万円（前期比18.1％増）、経常利益は1,436百万円（前期比15.2％増）、当期純利益は1,073百万円（前期比28.0％増）となっております。

部門別の経営成績は、次のとおりであります。

＜ゼミ部門＞

ゼミ部門では、当事業年度における期中平均生徒数は14,884名（前事業年度比106.6%）、売上高は4,848百万円（前事業年度比107.7%）となりました。

＜ハイ部門＞

ハイ部門では、当事業年度における期中平均生徒数は2,578名（前事業年度比98.2%）、売上高は1,104百万円（前事業年度比95.9%）となりました。

＜ファースト個別部門＞

ファースト個別部門では、当事業年度における期中平均生徒数は770名（前事業年度比117.6%）、売上高は510百万円（前事業年度比111.6%）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度中に実施しました設備投資の総額は、598百万円であります。

その主なものは、当事業年度に開校した校舎の設備取得等268百万円、次年度以降に開校予定の校舎の土地取得318百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、東京証券取引所スタンダード市場への株式上場に伴い、公募増資による150,000株の新株発行により、133百万円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社は、質の高い授業と面倒見の良さを子供たちに提供し、生徒の成績を上げる指導を通じて社会に貢献していくことを経営理念に掲げ、日々企業価値の増大を目指しております。現状の当社を取り巻く事業環境を踏まえ、以下を課題と認識し対応に取り組んでおります。

（教師の品質向上）

当社の最も重要な経営資源は「社員」であり、高品質な指導を提供していくためには継続して生徒を指導する教師の品質向上に取り組む必要があります。当社は全国から優秀な人材を正社員として採用し、社内で育成し、適材適所で人員を配置しております。現状は新卒採用を強化し、長期的な視点で将来の幹部候補の育成を進めております。また新人、ベテラン関係なく全教師に対して、生徒からのアンケート評価や本部による講義収録映像を通じた品質チェックを定期的に実施し、その結果を踏まえて改善指導を行ってまいります。

（生徒への面倒見の更なる充実）

当社が掲げる生徒第一主義とは、当社に通塾してくれている生徒の視点で生徒が満足するサービスを提供していくことを意図しております。当社は生徒への面倒見の良さを自負しており、生徒の苦手分野について無料補習や定期テスト対策の実施、数学の授業でのアシスタントによる個別指導などを提供しております。また、生徒の来校・退校時には出迎え・見送りを行い欠席した生徒には電話でフォローするなど、生徒の日々の不安の除去に努めております。しかしながら当社のサービスにご満足いただけず退塾に至ってしまうケースもございます。当社は提供する教育サービスの改良改善を重ね、退塾防止に取り組んでまいります。

（高い成長性の実現）

現在当社は埼玉エリアを中心とした大型校舎の出店により事業拡大を進めておりますが、出店にあたっては優良な物件と教師の確保が鍵となります。よって事業拡大のスピードを速めるには物件開発力の向上と早期の教師育成が必要となり、それを担う本部機能の拡充を進めてまいります。また、育成した社員が自律的にスキル向上に努め長く当社で活躍できるよう、働きやすい職場環境の提供による人材の安定化にも取り組んでまいります。

（企業ブランドの向上）

当社は、他社とは差別化した独自のサービスレベルの確立を目指し、企業ブランドの向上に取り組んでおります。生徒への対応をより深化させ成績向上や合格実績を積み重ねていくことのほか、集団と個別部門間のノウハウ共有による相乗効果の拡大やICTを活用したオンライン授業の展開など、新たな事業モデルの開拓も目指してまいります。

外部環境の変化に対してサービス品質の向上に取り組むとともに、コーポレートガバナンスの強化やコンプライアンスの徹底により継続的な事業運営が可能となるよう、引き続き経営体制の強化に努めてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産及び損益の状況

区　　分	2020年度 第29期	2021年度 第30期	2022年度 第31期	2023年度 （当期）第32期
売　　上　　高	5,467,620 千円	5,888,548 千円	6,110,478 千円	6,463,042 千円
経　　常　　利　　益	1,231,804 千円	1,213,791 千円	1,246,979 千円	1,436,926 千円
当　期　純　利　益	942,906 千円	831,039 千円	838,186 千円	1,073,260 千円
1株当たり当期純利益	93.72 円	82.60 円	83.31 円	106.23 円
総　　資　　産	7,244,598 千円	7,498,129 千円	8,245,019 千円	8,974,616 千円
純　　資　　産	4,712,486 千円	5,267,866 千円	5,856,609 千円	6,812,312 千円

（注）1．第30期より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日）等を適用しております。

2．2023年８月15日付で普通株式１株につき普通株式50株の割合で株式分割を行っております。そのため、第29期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 親会社等との間の取引に関する事項

イ．取引にあたって当社の利益を害さないよう留意した事項

当社代表取締役会長である吉原俊夫は、当社の親会社等に該当しております。当社は、校舎の賃借料について債務保証を受けておりましたが、当事業年度末においては全て解消されております。当該取引につきましては、当該取引の必要性に留意したうえで合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

ロ．当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社の取締役会は、親会社等から独立して最終的な意思決定を行っており、また、当社は当該債務保証に係る保証料を支払っていないため、当社の利益を害することはないと判断しております。

ハ．取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事　　業	事　業　内　容
ゼミ部門	小中学生を対象に中学受験、高校受験対策を行っております。
ハイ部門	高校生を対象に大学受験対策を行っております。
ファースト個別部門	小中高校生を対象に個別指導を行っております。

(8) 主要な事業所

＜事務所＞

名　　称	所　在　地
本社	東京都中央区京橋１－６-11
統括本部	群馬県太田市浜町10-53

＜ゼミ部門＞

所　在　地	教室数	名　　称
群馬県	12	太田校、太田校東教室、木崎校、桐生校、館林校、大泉校、前橋校、前橋中央校、高崎校、高崎西校、伊勢崎校、渋川校
栃木県	9	足利校、足利南校、佐野校、吉水校、栃木校、小山校、宇都宮校、宇都宮中央校、宇都宮東校
埼玉県	14	熊谷校、深谷校、大宮校、北大宮校、春日部校、本庄校、越谷レイクタウン校、草加校、桶川北本校、川口校、西大宮校、上尾校、北越谷校、岩槻校

＜ハイ部門＞

所　在　地	教室数	名　　称
群馬県	6	太田ハイスクール、伊勢崎ハイスクール、前橋中央ハイスクール、高崎ハイスクール、桐生ハイスクール、館林ハイスクール
栃木県	5	足利ハイスクール、佐野ハイスクール、栃木ハイスクール、小山ハイスクール、宇都宮中央ハイスクール
埼玉県	3	熊谷ハイスクール、熊女館ハイスクール、深谷ハイスクール

＜ファースト個別部門＞

所　在　地	教室数	名　　称
群馬県	2	太田教室、前橋教室
埼玉県	2	大宮教室、越谷レイクタウン教室
東京都	7	日本橋教室、東京教室、木場教室、白金教室、日暮里教室、三田教室、大塚教室

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
383（591）名	28名増（55名増）	36.4歳	7.0年

（注）従業員数は就業員数であり、パートは（ ）内に年間の平均人数を外数で記載しております。

(10) その他株式会社の現況に関する重要な事項

当社株式は、2023年12月22日に東京証券取引所スタンダード市場に株式を上場いたしました。これに伴い行った増資により、資本金は183,860,000円となりました。

2. 会社の株式に関する事項

（1）発行可能株式総数　　40,000,000株

（2）発行済株式の総数　　10,211,250株

（3）株主数　　5,717名

（4）大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社ＹＭＭ	4,535,000 株	44.41 %
吉　原　俊　夫	1,754,150	17.18
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	198,900	1.95
井　上　泰　輔	140,100	1.37
三　木　正　浩	115,000	1.13
ＪＰ　ＪＰＭＳＥ　ＬＵＸ　ＲＥ　ＵＢＳ　ＡＧ　ＬＯＮＤＯＮ　ＢＲＡＮＣＨ　ＥＱ　ＣＯ	85,600	0.84
日本証券金融株式会社	81,700	0.80
株式会社ＳＢＩ証券	64,700	0.63
伊　東　広	62,500	0.61
野村證券株式会社	61,900	0.61

（5）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はございません。

（6）その他株式に関する重要な事項

当社は2023年７月17日開催の取締役会において、2023年８月15日付けで普通株式１株につき50株の割合をもって株式分割することを決議し、同日をもって当社定款に定める発行可能株式総数を変更いたしました。これにより、発行可能株式総数は40,000,000株に、発行済株式の総数は10,061,250株となりました。

3. 会社役員に関する事項

（1）取締役の氏名等

氏　　名	地位	担当及び重要な兼職の状況
吉　原　俊　夫	代表取締役会長	
柳　澤　武　志	代表取締役社長	
佐　藤　　誉	常務取締役	運営企画部、ハイ運営部、ファースト運営部、人材開発部、新規事業室
松　尾　有　希	取締役	法務室
山　崎　晴　也	取締役	管理部
五　島　康　一	取締役	株式会社アーリーワークス　社外監査役 株式会社カカオピッコマ　社外監査役 株式会社Ｗａｌｋｌｏｇ　社外監査役
藤　井　　智	取締役（常勤監査等委員）	
鎌　川　拓　哉	取締役（監査等委員）	鎌川税理士事務所　所長
吉　村　祐　一	取締役（監査等委員）	大総合法律事務所　代表 特定非営利活動法人全国小規模保育協議会　監事 特定非営利活動法人ソーシャルベンチャー・パートナーズ東京　監事 株式会社ＳＴＡＲＴＯ　ＥＮＴＥＲＴＡＩＮＭＥＮＴ　監査役

（注）1．取締役五島康一氏、藤井智氏、鎌川拓哉氏及び吉村祐一氏は社外取締役であります。

2．取締役（監査等委員）鎌川拓哉氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

3．取締役（監査等委員）吉村祐一氏は、弁護士の資格を有しており、法令に関する相当程度の知見を有するものであります。

4．情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、藤井智氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定めており、社外取締役全員と責任限定契約を締結しております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものです。なお、当該契約における限度額は法令の定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の全取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役及び監査等委員である取締役の報酬額は、2022年６月20日開催の定時株主総会で決議された報酬（監査等委員を除く取締役年額300百万円以内、監査等委員である取締役年額30百万円以内）の範囲内で、決定しております。

また、役員退職慰労金は、職務執行の対価として、役員退職慰労金規程の定めに従い支給額を決定のうえ、株主総会決議のもと支給するものとしております。

当社は、2022年６月20日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬額の内容に係る決定方針を決議しております。当該決定方針の内容は以下のとおりです。

イ．報酬等（業績に連動しない金銭報酬）の額又はその算定方法の決定方針

基本報酬は、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ロ．業績連動報酬等がある場合には、業績指標の内容及び業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定方針

業績連動報酬等は設定しないものとする。

ハ．非金銭報酬等がある場合には、その内容及び非金銭報酬等の額もしくは数又はその算定方法の決定方針

非金銭報酬等は設定しないものとする。

ニ．報酬等の種類ごとの割合の決定方針

業績連動報酬等あるいは非金銭報酬等は設定せず、全て基本報酬とする。

ホ．報酬等を与える時期又は条件の決定方針

基本報酬は月例の固定金銭報酬とする。

ヘ．決定の全部又は一部の第三者への委任に関する事項

各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、株主総会において決議された取締役報酬総額の限度内で、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役位、職責等に応じて、取締役会決議に基づきその具体的内容を決定するものとする。

ト．第三者への委任以外の決定方法

第三者への委任以外の決定方法は取らないものとする。

チ．その他重要な事項

該当事項なし。

② 当該事業年度に係る個人別報酬の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、取締役会は、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

③　取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、2022年６月20日開催の定時株主総会において、年額300百万円以内（決議当時の対象となる員数８名）とすること、及び各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとしております。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしております。

監査等委員である取締役の報酬は、2022年６月20日開催の定時株主総会において、年額30百万円以内（決議当時の対象となる員数３名）とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によることとしております。

④　取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	退職慰労金	
取締役（監査等委員を除く）（うち社外取締役）	8,499（2,336）	215,010（2,200）	－	－	△206,510（136）	8（1）
監査等委員である取締役（うち社外取締役）	13,194（13,194）	12,340（12,340）	－	－	854（854）	3（3）

（注）１．上記の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の支給人員には、2023年６月19日開催の第31期定時株主総会の終結の日をもって退任した取締役２名を含んでおります。

２．退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。2023年６月に実施した役員報酬の改定に伴い、役員退職慰労引当金繰入額を238百万円減額しております。

３．上記の報酬等の額のほか、役員退職慰労金を、2023年６月19日開催の定時株主総会決議に基づき、退任取締役２名に対して８百万円支給しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

重要な兼職の状況については「(1) 取締役の氏名等」に記載のとおりであります。なお、兼職先である各法人等と当社との間に特別な関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

社外取締役 五島康一

当事業年度に開催された取締役会18回のうち当人の在任期間中に開催された14回全て出席しました。長年にわたって培われた他社での取締役並びに監査役としての豊富な経験と幅広い見識を通して議案審議等に必要な発言（意見・質問）を行っております。

社外取締役 藤井智

当事業年度に開催された取締役会18回のうち全てに、また監査等委員会13回のうち全てに出席しました。県警本部での豊富な経験と幅広い見識を通して議案審議等に必要な発言（意見・質問）を行っております。

社外取締役 鎌川拓哉

当事業年度に開催された取締役会18回のうち全てに、また監査等委員会13回のうち全てに出席しました。主に税理士としての経験や実績に基づく専門的見地からの発言（意見・質問）を行っております。

社外取締役 吉村祐一

当事業年度に開催された取締役会18回のうち全てに、また監査等委員会13回のうち全てに出席しました。主に弁護士としての経験や実績に基づく専門的見地からの発言（意見・質問）を行っております。

4. 会計監査人の状況

（1）会計監査人の名称　　應和監査法人

（2）報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けたうえで、会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適正であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第１項の同意を行っております。

（3）非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）であるコンフォートレターの作成を委託し、その対価を支払っております。

（4）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社は、2022年６月20日開催の取締役会において会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハ並びに会社法施行規則第110条の４第１項及び第２項に基づき、業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針を決定し、2023年６月19日開催の取締役会にて一部改定いたしました。(下線は改定部分であります。)

１．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 取締役及び使用人による法令及び定款の遵守を実践するため、コンプライアンスに関する規程を定め、コンプライアンス体制の整備及び推進を図る。

(b) 部署の責任者は、所管部署のコンプライアンス体制の整備及び推進に努める。

(c) 法令及び定款の違反行為を予防又は早期発見するため、内部通報に関する規程を定める。

(d) 内部監査室は、法令等遵守の状況を監査する。

(e) 当社の役職員に対して、コンプライアンスに係る継続的な教育及び研修を行う。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a) 取締役の職務の執行に係る情報を含む文書等は、文書保存に関する規程を定めて管理する。

(b) 監査等委員は、取締役の職務の執行に係る情報を常時閲覧できるものとする。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) 経営上のあらゆるリスクについては、リスク管理に関する規程を定めて対応する。

(b) リスク管理に係る体制について、継続的に改善活動を行うとともに、当社の役職員等に対して、リスク管理に係る教育及び研修を行う。

４．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 月１回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、対処すべき経営課題や重要事項の決定について審議・検討を行い、意思決定の迅速化を図る。

５．監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(a) 監査等委員会の要請に応じて対応することとし、その場合には、監査等委員会の指揮命令に従うものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）等から指揮命令を受けないものとする。

6．取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

(a) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、監査等委員会に報告する。

(b) 監査等委員は、取締役会その他重要な会議に出席し、当該会議にて報告を受けるとともに議事録等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人より説明を受けることができる。

7．前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(a) 監査等委員会への報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないものとする。

(b) 不利な取扱いを受けないことを内部通報に関する規程に定める。

8．監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(a) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査等委員からの申請に基づき適切に行う。

9．その他当該株式会社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a) 代表取締役、業務執行取締役等と定期的な情報交換を行う。

(b) 内部監査室と定期的な情報交換を行う。

10．財務報告の信頼性を確保するための体制

(a) 金融商品取引法等に規定される財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の体制整備、運用及び評価を継続的に行うことで、発生した不備に対して必要な是正措置を講じる。

11．反社会勢力排除に向けた体制

(a) 当社は、反社会勢力との関係を根絶することを基本的な方針とする。反社会的勢力対応規程及び反社会的勢力対応マニュアルを制定、具体的な対応を社内に周知し、反社会的勢力には毅然とした態度で対応し不当な要求には応じないものとする。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、継続的かつ安定的な株主還元の実施を基本方針として、将来的な事業展開及び経営基盤の強化のための内部留保に意を用いつつ、業績及び配当性向を総合的に勘案して剰余金の配当額を決定しております。内部留保資金については、事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年１回を基本的方針としております。なお、次期の利益配分に関しましては、９月30日の中間配当と３月31日の期末配当の年２回とする方針です。

～～～

貸借対照表

（2024年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**5,128,704**	**流動負債**	**1,266,173**
現金及び預金	4,593,966	買掛金	33,466
売掛金	9,351	未払金	171,441
教材	27,212	未払費用	289,865
貯蔵品	17,501	未払法人税等	181,977
前払費用	95,182	契約負債	363,291
未収入金	383,158	預り金	110,597
その他	3,389	賞与引当金	29,441
貸倒引当金	△1,057	その他	86,093
固定資産	**3,845,912**	**固定負債**	**896,130**
有形固定資産	**3,560,209**	役員退職慰労引当金	718,167
建物	1,624,432	資産除去債務	167,943
構築物	59,248	その他	10,019
車両運搬具	3,845		
工具、器具及び備品	26,598		
土地	1,655,317	**負債合計**	**2,162,304**
建設仮勘定	190,767	**（純資産の部）**	
		株主資本	**6,812,038**
無形固定資産	**71,245**	**資本金**	**183,860**
ソフトウエア	70,116	**資本剰余金**	**34,173**
電話加入権	399	その他資本剰余金	**34,173**
水道施設利用権	728	**利益剰余金**	**6,594,005**
		利益準備金	12,500
投資その他の資産	**214,457**	その他利益剰余金	6,581,505
投資有価証券	16,617	別途積立金	370,000
長期貸付金	200	圧縮積立金	1,255
破産更生債権等	1,123	繰越利益剰余金	6,210,249
長期前払費用	98		
敷金及び保証金	138,100	**評価・換算差額等**	**273**
繰延税金資産	59,159	その他有価証券評価差額金	273
貸倒引当金	△841	**純資産合計**	**6,812,312**
資産合計	**8,974,616**	**負債・純資産合計**	**8,974,616**

損 益 計 算 書

（自　2023年４月１日
　至　2024年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**6,463,042**
売上原価		**3,829,178**
売上総利益		**2,633,864**
販売費及び一般管理費		**1,181,102**
営業利益		**1,452,762**
営業外収益		
受取利息	2	
受取配当金	677	
受取保険金	912	
地代家賃収入	8,498	
雑収入	5,596	15,687
営業外費用		
控除対象外消費税等	1,135	
賃貸費用	1,186	
上場関連費用	20,880	
株式交付費	8,202	
雑損失	117	31,523
経常利益		**1,436,926**
特別損失		
固定資産除却損	8,721	
投資有価証券評価損	52	8,774
税引前当期純利益		**1,428,152**
法人税、住民税及び事業税	342,269	
法人税等調整額	12,622	354,892
当期純利益		**1,073,260**

株主資本等変動計算書

（自　2023年４月１日
至　2024年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
2023年４月１日残高	50,000	34,173	34,173
事業年度中の変動額			
新株の発行	133,860		
剰余金の配当			
当期純利益			
圧縮積立金の取崩			
税率変更による積立金の調整額			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			
事業年度中の変動額合計	133,860	－	－
2024年３月31日残高	183,860	34,173	34,173

	株主資本					
	利益剰余金					株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計	
		別途積立金	圧縮積立金	繰越利益剰余金		
2023年４月１日残高	12,500	370,000	1,229	5,388,474	5,772,203	5,856,376
事業年度中の変動額						
新株の発行						133,860
剰余金の配当				△251,531	△251,531	△251,531
当期純利益				1,073,260	1,073,260	1,073,260
圧縮積立金の取崩			△46	46	－	－
税率変更による積立金の調整額			72		72	72
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	－	－	26	821,775	821,801	955,661
2024年３月31日残高	12,500	370,000	1,255	6,210,249	6,594,005	6,812,038

（単位：千円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2023年４月１日残高	233	233	5,856,609
事業年度中の変動額			
新株の発行			133,860
剰余金の配当			△251,531
当期純利益			1,073,260
圧縮積立金の取崩			－
税率変更による積立金の調整額			72
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	40	40	40
事業年度中の変動額合計	40	40	955,702
2024年３月31日残高	273	273	6,812,312

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．　資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

（2）棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

① 教材

移動平均法

② 仕掛品・貯蔵品

個別法

2．　固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

① リース資産以外の有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	３～45年
構築物	３～20年
車両運搬具	２～６年
工具、器具及び備品	２～15年

② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

（2）無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

3． 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

4． 収益及び費用の計上基準

授業料収入(講習会を含む)は、授業の実施月にかかる受講期間に対応して収益を計上し、教材収入は教材提供時に、また入塾金収入は受講期間に対応して収益を計上しております。

当社の取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重大な金融要素は含まれておりません。

取引価格は、変動対価、変動対価の見積りの制限、契約における重大な金融要素、現金以外の対価などを考慮して算定しております。

取引価格のそれぞれの履行義務に対する配分は、独立販売価格の比率に基づいて行っており、また、独立販売価格を直接観察できない場合には、独立販売価格を見積っております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

（会計上の見積りに関する注記）

（繰延税金資産の回収可能性）

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

（単位：千円）

	当事業年度
繰延税金資産	59,159

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社では、将来減算一時差異の解消により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲を回収可能性があると判断し、繰延税金資産を計上しております。具体的には、将来の一時差異解消スケジュール、タックスプランニング及び収益力に基づく課税所得の見積り等に基づいて判断しております。

これらは主に取締役会で承認された事業計画を基礎として見積っておりますが、当該事業計画の主要な仮定は、在籍生徒数の推移、生徒の一人当たりの単価、新規拠点の出店に伴う新規顧客の獲得等に基づく売上予測であり、不確実性を伴っております。

そのため、将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際の解消時期や課税所得が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

（固定資産の減損）

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

（単位：千円）

	当事業年度
有形固定資産	3,560,209
無形固定資産	71,245
投資その他の資産（※）	26,191
減損損失	－

（※）敷金及び保証金のうち、原状回復費用に充てられるため、回収が最終的に見込めないと認められる金額となります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社では、学習塾事業を営んでおり、各拠点を運営していくための教室設備や土地、建物、塾生管理システム等を保有しております。そのため、キャッシュ・フローを生み出す最小単位である各拠点を基本単位として、また処分予定資産については当該資産ごとにグルーピングを行っております。

減損の兆候が識別された資産又は資産グループについては、割引前将来キャッシュ・フローを見積り、その総額が帳簿価額を下回った場合には、減損の認識をしております。減損の測定にあたっては、正味売却価額又は使用価値のうち、どちらか高い金額を回収可能価額として使用し、これが帳簿価額を下回った部分について帳簿価額を減額し、減損損失を計上しております。

割引前将来キャッシュ・フローや使用価値の見積りで使用する将来キャッシュ・フローは、主に取締役会で承認された事業計画を基礎として見積っておりますが、当該事業計画の主要な仮定は、在籍生徒数の推移、生徒の一人当たりの単価、新規拠点の出店に伴う新規顧客の獲得等に基づく売上予測であり、不確実性を伴っております。

そのため、将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際の損益やキャッシュ・フローが見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(資産除去債務)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
資産除去債務	167,943

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社では、本社及び各校舎の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等につき、固定資産の除去に要する将来キャッシュ・フローを見積り、使用見込期間に対応した割引率で割引いた金額を資産除去債務として計上しております。

資産除去債務の見積りの基礎となる主要な仮定は、固定資産の除去に要する将来キャッシュ・フロー及び使用見込期間になります。

固定資産の除去に要する将来キャッシュ・フローの見積りの主要な仮定は、主に過去における原状回復工事の実績額や除去サービスを行う業者等第三者からの情報等に基づく予測であり、また、使用見込期間の主要な仮定は、主に過去の使用実績に基づく予測であり、不確実性を伴っております。

そのため、将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際の除去費用や履行時期が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

（貸借対照表に関する注記）

1．資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額　1,536,361千円

（損益計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書に関する注記）

1．当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式　10,211,250株

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年６月19日定時株主総会	普通株式	251,531	1,250.00	2023年３月31日	2023年６月20日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決　　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年６月26日定時株主総会	普通株式	繰越利益剰余金	539,154	52.80	2024年３月31日	2024年６月27日

（税効果会計関係に関する注記）

1．　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
減価償却費（資産除去債務）	53,929	千円
貸倒引当金	581	千円
賞与引当金	9,014	千円
役員退職慰労引当金	219,902	千円
未払事業税	9,184	千円
未払事業所税	2,311	千円
契約負債	3,218	千円
一括償却資産	4,528	千円
減損損失	6,933	千円
未確定債務	3,138	千円
未払金	1,489	千円
前払費用	2,120	千円
その他	1,702	千円
繰延税金資産　小計	318,056	千円
評価性引当額	220,225	千円
繰延税金資産合計	97,831	千円
繰延税金負債		
資産除去債務	31,355	千円
減価償却中古資産	6,641	千円
圧縮積立金	554	千円
その他有価証券評価差額金	120	千円
繰延税金負債合計	38,672	千円
繰延税金資産純額	59,159	千円

（金融商品に関する注記）

1．　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、元本の安全性を第一とし、流動性、収益性、リスク分散を考慮した運用を行うものとしております。また、資金調達については株式の発行等による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、債権管理規程に従い、管理部において、月次単位で回収状況を把握する体制としております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、管理部において定期的に時価や発行体の財務状況等を把握する体制としております。

短期貸付金、長期貸付金は、社員に対する貸付であり、貸付先の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、貸主の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、貸主の状況の変化を把握できる体制となっております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、預り金は、その大半が２ヶ月以内の支払期日であります。また、営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、当社では、月次単位で資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

預り保証金は、不動産賃貸借契約に係る敷金及び保証金であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより当該価額が変動することもあります。

2．　金融商品の時価等に関する事項

2024年３月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等、次表には含めておりません（(注）を参照ください。)。「現金及び預金」「売掛金」「未収入金」「短期貸付金」「買掛金」「未払金」「未払費用」「未払法人税等」「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	1,617	1,617	—
(2) 長期貸付金（※１）	1,945	1,901	△43
(3) 敷金及び保証金	138,100	133,041	△5,058
(4) 破産更生債権等	1,123	1,123	
貸倒引当金（※２）	841	841	
	282	282	—
資産計	141,944	136,842	△5,102
負債			
(5) 預り保証金	10,019	8,066	△1,953
負債計	10,019	8,066	△1,953

（※１）長期貸付金は、１年内回収予定の長期貸付金を含んでおります。

（※２）破産更生債権等に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

（注）市場価格のない株式等

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	15,000

これらについては、「その他有価証券」には含めておりません。

3．金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,617	—	—	1,617
資産計	1,617	—	—	1,617

（2）時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期貸付金（※１）	—	1,901	—	1,901
敷金及び保証金	—	133,041	—	133,041
破産更生債権等	—	—	282	282
資産計	—	134,942	282	135,224
預り保証金	—	8,066	—	8,066
負債計	—	8,066	—	8,066

（※１）長期貸付金は、１年内回収予定の長期貸付金を含んでおります。

（注１）時価等の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

破産更生債権等

破産更生債権等については、信用リスクを個別に把握することが困難なため、貸倒引当金を信用リスクとみなし、それを控除したものを帳簿価額とみなしており、レベル３の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル２の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金は主として校舎の賃借先に差入れているものであり、その運営が長期の展開となるため、返還時期は長期間経過後となります。これらの時価については、返還時期の見積りを行い、返還までの期間に対応した国債利回りに信用リスクを加味した割引率で将来キャッシュ・フローの見積額を割り引いて算定しており、レベル２の時価に分類しております。

預り保証金

預り保証金の時価については、返還時期の見積りを行い、返還までの期間に対応した国債利回りに信用リスクを加味した割引率で将来キャッシュ・フローの見積額を割り引いて算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（収益認識に関する注記）

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	合計
ゼミ部門	4,848,004
ハイ部門	1,104,163
ファースト個別部門	510,874
顧客との契約から生じる収益	6,463,042
その他の収益	―
外部顧客への売上高	6,463,042

2．収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記　4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3．当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

契約負債は、顧客との契約に基づく授業料、講習会等のサービスの対価として顧客から受領する前受金や、顧客との入塾契約に基づき受領する入塾金等の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩しされます。

当事業年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は363,255千円であります。過去の期間に充足した履行義務から当事業年度に認識した収益の額に変動はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

（単位：千円）

	当事業年度
1年以内	360,579
1年超2年以内	2,471
2年超3年以内	199
3年超	41
合計	363,291

（関連当事者との取引に関する注記）

1．　役員及び個人主要株主等

（単位：千円）

種　類	氏　名 又は 会社等 の名称	所在地	資本金 又は 出資金	職業 又は 事業の 内容	議決権等の所有 （被所有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （注２）	科　目	期末残高
役員及び その近親者	吉原　俊夫	－	－	当社代表 取締役 会長	被所有 直接17.2%	当社取締役	当社の不動産賃貸契約に対する債務被保証 （注１）	9,507	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）　当社は、校舎の賃借料について、代表取締役会長である吉原俊夫から債務保証を受けておりましたが、当該保証は当社の株式会社東京証券取引所への上場時に全て解除されております。取引金額については、2023年４月１日から2023年12月31日までに支払った賃借料を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

（注２）　取引金額には消費税等を含めておりません。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額　　667円14銭

１株当たり当期純利益　　106円23銭

（注）当社は、2023年８月15日付で普通株式１株につき普通株式50株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

（重要な後発事象に関する注記）

（譲渡制限付株式報酬制度の導入）

当社は、2024年５月15日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関連する議案を2024年６月26日開催予定の第32期定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に付議する予定です。

１．本制度の導入の目的及び条件

(1) 導入の目的

本制度は、将来選任される取締役も含め、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入される制度です。

(2) 導入の条件

本制度が導入された場合には、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、①取締役の職務執行の対価として、募集株式の引き換えとして金銭等の給付を要せずに無償で当社の普通株式（譲渡制限株式）の発行若しくは処分を受け（以下「無償交付方式」といいます。）、又は当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものであるため（以下「現物出資方式」といいます。）、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬限度額は、2022年6月20日開催の第30期定時株主総会において年額3億円以内とご承認をいただいておりますが、本株主総会では、本制度を導入することにより、かかる取締役の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2．本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき上記の無償交付方式又は現物出資方式のいずれかの方法により、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき、無償交付方式又は現物出資方式により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、無償交付方式と現物出資方式をあわせて、年75,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とします。

また、譲渡制限付株式付与のために発行又は処分をされる当社の普通株式の総額は、上記のとおり、現行の取締役の金銭報酬枠とは別枠で、無償交付方式と現物出資方式をあわせて、年額6,000万円以内といたします（なお、①無償交付方式による場合、譲渡制限付株式の付与に際して金銭の払込みは要しないものの、対象取締役の報酬額は、１株につき譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として算出し、②現物出資方式による場合、その１株あたりの払込金額は、譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当会社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として本株式を引き受ける対象者に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定する金額とします。）。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を喪失する日までとしております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名報酬委員会の審議・諮問を経て、取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

① 対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと

② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

（自己株式の取得）

当社は、2024年５月15日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しました。

１．自己株式の取得を行う理由

当社は、株主の皆様に利益を還元していくことを重要な経営課題の一つとして認識しており、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

今回の自己株式取得は、「譲渡制限付株式報酬制度の導入」に記載のとおり、当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）への譲渡制限付株式報酬に充当する予定としております。

２．取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類	普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	80,000株（上限） （発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合0.783％）
(3) 株式の取得価額の総額	96,000,000円（上限）
(4) 取得期間	2024年５月16日～2024年６月28日
(5) 取得方法	東京証券取引所における市場買付

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年５月21日

株式会社　早稲田学習研究会
　取締役会　御中

應　和　監　査　法　人
東京都千代田区
指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　澤　田　昌　輝
指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　堀　　友　善

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社早稲田学習研究会の2023年４月１日から2024年３月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2023年４月１日から2024年３月31日までの第32期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じ説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人應和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年５月23日

株式会社早稲田学習研究会監査等委員会

常勤監査等委員　藤　井　　智　㊞

監査等委員　鎌　川　拓　哉　㊞

監査等委員　吉　村　祐　一　㊞

(注) 監査等委員藤井智、鎌川拓哉及び吉村祐一は、いずれも会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会　場　群馬県太田市浜町10-53
株式会社早稲田学習研究会　統括本部　５階　大ホール

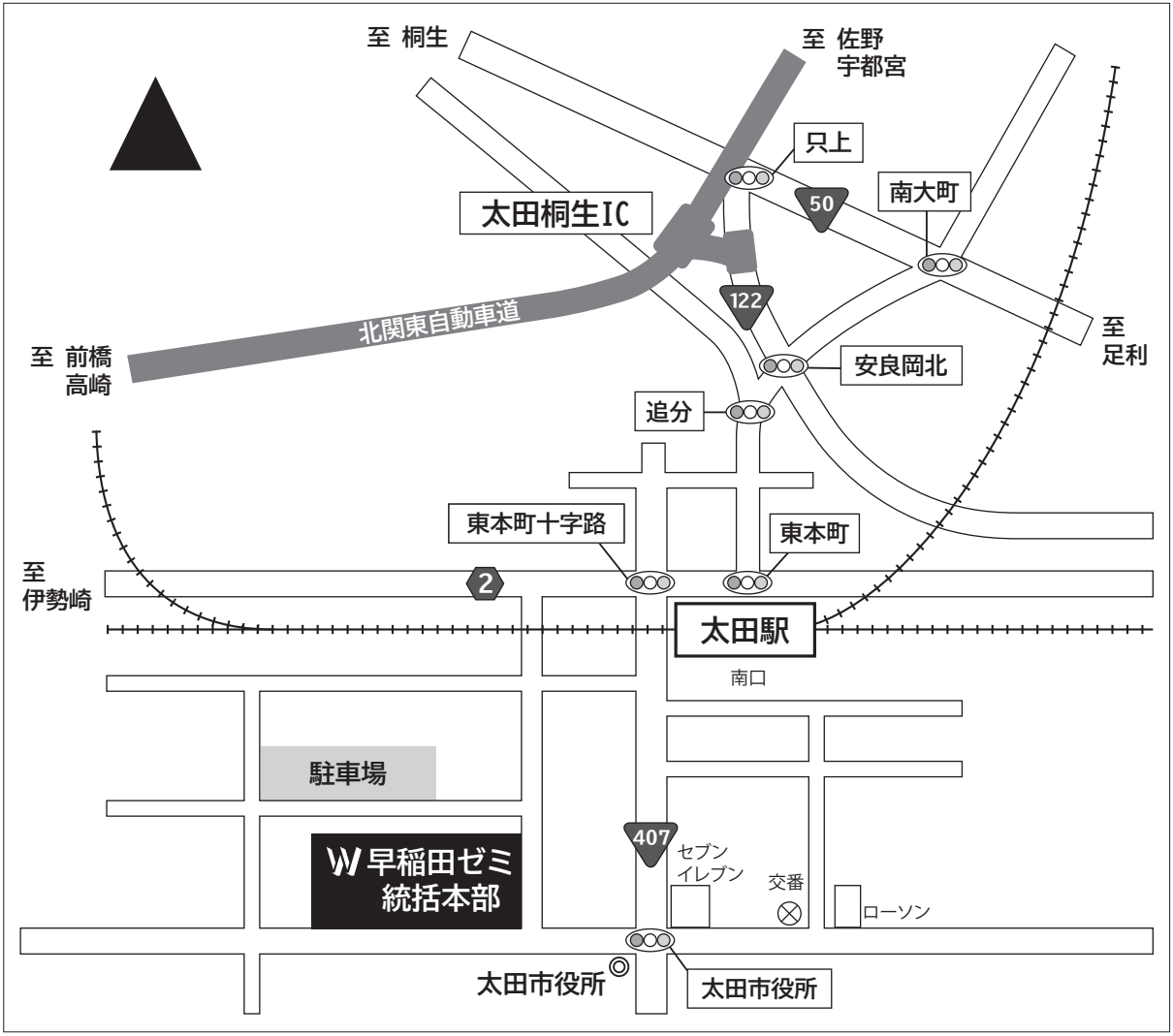

・会場最寄駅 ：東武伊勢崎線太田駅　徒歩8分

・お車でのご来場は、駐車場の数に限りがございますので、なるべく公共交通機関にて
ご来場いただきますようお願い申し上げます。